

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	環境・ゼロカーボン推進課	検索番号	2-2
法令名	瀬戸内海環境保全特別措置法	根拠条項	8-1		
許認可等	特定施設の構造等の変更の許可				
<p>1. 法令の定め (許認可等要件)</p> <p>特定施設の構造等の変更の許可に当たっては、瀬戸内海環境保全特別措置法第6条に定める要件を満たす施設でなければならない。</p> <p>○瀬戸内海環境保全特別措置法第6条</p> <p>知事は、申請に係る特定施設が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none">1 廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること。2 当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること。 <p>知事は、許可の申請に係る特定施設が第1号に該当する場合においても、許可については、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響について十分配慮しなければならない。</p> <p>2. 審査基準</p> <p>許可に当たっては、次の事項を考慮して審査する。</p> <p>○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可等の審査基準並びに同法及び水質汚濁防止法に基づく処分基準の設定について (平成12年12月8日伺い定め)</p> <ol style="list-style-type: none">① 許可の申請に対し、知事は、申請書及び事前評価書の内容を審査し、また、法第5条第5項及び同条第6項に基づく関係府県知事、関係市町村の長及び利害関係を有する者の意見を参考にして、許可をするかどうかを判断する。② この場合、当該特定施設が廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであるか又は当該特定施設からの汚水等の排出が瀬戸内海の環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがない場合でなければ許可をしてはならない。③ また、知事は、②の前者に係る特定施設について許可をする際にも当該特定施設を設置・変更することが環境に及ぼす影響について十分配慮しなければならない。④ なお、これら要件の判断は、上記事前評価の結果のほか、水質汚濁防止法第4条の3第1項の規定により定められる総量削減計画等を勘案しつつ行うべきであり、その結果、環境に悪影響を及ぼす場合は許可をしない。 <p>3. その他</p> <p>申請書には、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に基づき、当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。</p>					